

障害者基本法の守備範囲と役割について

(竹下義樹)

- 1 障害者基本法が対象としている「障害者」の範囲は狭すぎる。身体または精神的（知的）理由により社会生活において何らかの支援を必要とする者、あるいは社会構造が原因となって社会参加が阻害、限定、障害されている者はすべて障害者として捉えるべきであり、基本法の対象とされるべきである。そうでないと、法の目的が貫徹されない。
- 2 障害者基本法の役割が不明確である。同法は、あくまでも行政（国または地方公共団体、以下同じ）の行う施策の指針となるためのものにすべきではないか。しかも、行政の施策を拘束するものでなければならない（努力義務では不十分）。
これに対し、国民及び事業団体（民間団体）の努力義務（責務）を基本法に定めることは妥当ではない。それらの義務は異質のものであるから、別途差別禁止法において規定されるべきである。
- 3 3条3項は差別禁止を規定しているが、法規範性が曖昧である。それは基本法そのものの位置づけが不明確であることと、3条3項の規定内容が抽象的だからである。差別禁止規定は、あくまでも障害のある人の権利条約に沿って、別法（差別禁止法）においてより具体的に法規範性を具備したものと規定すべきである。
- 4 基本法には、当事者参加の仕組みを規定すべきである。新たな立法、施策の実施などにあたっては、過半数の障害者（または障害者団体）が参加する審議会を経なければならないとする規定が必要である。
- 5 行政が基本法に違反した場合の救済規定を設けるべきである。行政の施策が基本法に違反している場合に、個々の障害者は以下の措置を講ずることができるようにする。
 - (1) 新たな施策の実施を求める申立
 - (2) 実施された施策の取消、是正、追加実施を求める申立
 - (3) 施策の実施に関する協議の申立